

平成25年度

事業計画書

## 平成25年度事業計画書

本財団は、本年4月の公益財団法人への移行を機に、公益法人として果たすべき社会的使命を自覚し、積極的に公益目的事業を展開していく。

平成24年に入ってから我が国経済は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、欧州政府債務危機等を背景とした海外経済の下振れの影響等もあり完全なるデフレ脱却・日本経済の再生には至っていない。

かかる状況下、平成24年度の競輪の売上は下げ止まりに歯止めがかからず、オートレースの売上は払戻率引き下げの影響もあり、大きく減少し、依然として厳しい状況が続いている。

一方で、競輪においては48年ぶりに新たな試みとして女子による競輪「GIRL'S KEIRIN」が導入され、華やかでエンターテインメント性の高い、新しいスタイルの競輪を取り入れることで新規のお客様の獲得、延いては競輪事業の再興を目指しているところである。また、オートレースにおいても、女子5名を含む第32期選手候補生の養成を通じて新規のお客様の獲得を図るとともに、2か所の場外車券売場を設置し、売上拡大に努めているところである。

補助事業については、限られた財源をより有効に活用し、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部を広く社会還元するため、補助方針に基づき、機械工業の振興、社会福祉等公益増進並びに東日本大震災の被災地域の復興・再生に取り組む活動に支援する。

競輪においては、平成23年度に競輪事業の最高意思決定機関である「競輪最高会議」が設置され、事業体としての意思決定の円滑化及び迅速化を図っているところである。今年度も「競輪最高会議」における決定事項に関する事業の遂行、「競輪最高会議」から命を受けた事項に関する調査・検討・審議を中心に取り組んでいくこととする。また、オートレースにおいては、平成23年度にオートレース事業の最高意思決定機関である「小型自動車競走運営協議会」において決定された「オートレース事業の今後のあり方について」に基づき、今後講ずるべき対応策として、オートレース

事業運営の健全化、売上拡大のための活性化策に業界を挙げて取り組んでいるところである。これらを今年度も着実に実行し成果を出すために競輪及び小型自動車競走振興法人である本財団のなすべき役割を果たしながら、競輪及びオートレース事業運営の安定化に力を注ぐこととする。

## 第1部 補助事業

### 1. 補助方針

平成25年度補助事業については、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上の一部を広く社会還元するため、機械工業の振興並びに社会福祉等公益増進に関して、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、以下の補助事業に支援する。

- ・機械工業分野については、「機械工業の基盤を支える地域産業」「ものづくり産業の振興」「産業活力を高める新たな価値の創造」、それらを促進する活動などを支援する。
- ・公益活動分野については、「子ども、高齢者、障害者の社会参加」「地域社会と人との関わりの中でつながりを築く取り組み、生きがいを高められる活動」、それらを促進する活動などを支援する。また、東日本大震災の復興については、息の長い支援が求められることから、今後とも震災復興に支援する。

両分野共に、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取り組み」「新たな社会的課題に挑戦する取り組み」を積極的に支援する。

なお、平成26年度の補助方針の策定にあたっては、補助事業審査・評価委員会の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉えた一部見直しを行う。

### 2. 補助事業の実施

「平成25年度補助方針（平成24年8月15日公示）」に基づき、交付決定される事業を実施する。

また、補助事業の円滑な実施に関し、補助事業者の財政状況に鑑み、補助金額の一部支払の要請に対応するなど、補助事業者の円滑な事業遂行の観点から事務手続きの改善を行う。

### 3. 補助事業審査・評価委員会

#### (1) 補助事業審査・評価委員会

補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において、審査・採択の透明性の確保を行うとともに、補助事業の評価を行う。

#### (2) 東日本大震災復興支援補助審査部会

東日本大震災復興支援補助の審査をより適正・円滑に実施するため、現地の実情や災害支援等の知見を有するNPO法人等の有識者による「東日本大震災復興支援補助審査部会」において、被災者・被災地のニーズに基づいた審査を行い、

審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

### **(3) 研究補助・審査部会**

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、審査・評価委員会の一部の委員により構成される「研究補助・審査部会」において、研究の成果・波及の妥当性、研究の独自性等を中心とした審査を行い、審査部会採否案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

## **4. 情報発信の強化**

補助事業の社会的な認知向上を図るため、多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

なお、広く補助事業の応募を促すため、インターネット申請システムの機能改善を実施し、利便性向上に努める。

## **5. 補助事業の調査・監査・評価**

補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・監査・評価を下記のとおり実施する。

### **(1) 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定**

事業完了の報告があった補助事業について、書面調査及び必要に応じて実地調査を行い、速やかに補助金の額を確定する。なお、補助事業の一部について補助金の額の確定に際し、外部監査法人を活用した調査を実施する。

### **(2) 補助金の額の確定後の監査**

補助金の額を確定した補助事業の一部について、補助金の額の確定後の監査を実地監査により実施する。

### **(3) 補助事業の評価**

補助事業者による自己評価、本財団によるJK A一次評価を基に、学識経験者等から構成される補助事業審査・評価委員会において個々の補助事業評価を通し、補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容を広く周知するための情報公開を推進する。

#### **(4) 補助事業審査・評価委員会評価作業部会**

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、補助事業全体の取り組みに関する評価を行い、作業部会案を補助事業審査・評価委員会に附議する。

## 第2部 競輪に関する事業

### 1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

#### (1) 魅力ある競走の提供

##### ① GIRL'S KEIRIN

昨年7月から始まったガールズケイリンをプロモートし、売上増、認知度のアップを目指し活動を行う。

また、現行ガールズケイリンに新たな施策を付加していくとともに、制度面等に検討を加え、さらに興味あるものとするとともに新たなお客様の創造を図る。

##### ② ミッドナイト競輪

新たなお客様を獲得し、更なる認知度を向上させるため、引き続き、ミッドナイト競輪の実施拡大を図る。特に、開催日数の増加を推進するために開催枠組みのあり方について検討を進める。

##### ③ 外国人選手のレース参加

短期登録選手制度により外国人選手が参加する競輪を実施し、競輪の活性化及び日本選手の競技力向上を図る。

また、韓国競輪を統括する団体であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団との合意内容に基づき、今年韓国で予定している日韓競輪の実施に協力する。

#### (2) 情報提供の充実と利便性の向上

##### ① KEIRIN.JPの利便性の向上

オフィシャルサイト「KEIRIN.JP」は平成23年4月にリニューアルをしているが、ガールズケイリン、モーニング競輪、ミッドナイト競輪をはじめとする新規施策への対応をするとともに、お客様の要望や運用上改善が必要な事項についてシステム改善を行う。

##### ② 場外車券売場の設置推進

場外車券売場の設置にあたっては、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、新しい市場開拓の可能性等を勘案して、効果的な設置展開を図るよう施行者等への協力・助言を行う。また、既存の場外車券売場の現状について把握し、他の公営競技施設における車券発売等、適切な場外戦略の検討を行う。

### ③ 競輪事業システムの改善

新規事業や施策に合わせたシステムの改善及び次期競輪事業システムのあり方について検討する。

## (3) 重勝式車券発売の充実

(社)全国競輪施行者協議会等と連携し、重勝式車券発売による新たなお客様の獲得を図る。

## (4) 調査研究事業

### ① 競輪活性化のための調査研究

競輪活性化のため、施行者との連携を強化しながら、モーニング競輪の本格実施等新しい事業モデルの調査研究を引き続き行う。

### ② 競輪開催最適化のための調査研究

売上状況や収益状況等を踏まえて、競輪開催最適化について調査研究を行う。  
また、選手数減に伴う適正な開催日数のあり方や開催時間帯の拡大と弾力化について調査研究を行う。

### ③ 市場拡大のための調査研究

自転車人気をトラック競技にも波及させるため、競輪選手、ガールズケイリン選手の協力を得て、ロードレース等自転車イベントへの参加、競輪場・競技場におけるイベントレースの開催等により自転車競技市場の調査研究を行う。

### ④ 新しい競走の研究

新たなお客様を獲得するため、スポーツ性を一層高めた、例えば、短距離競走などの興味ある新しい競走種目について研究する。

## (5) 自転車競技者の裾野拡大

### ① 自転車競技ジュニア層の育成拡大

ガールズサマーキャンプ等、競輪選手志望者の拡大及びジュニア層を含んだ自転車競技者の裾野拡大の事業の推進を図る。

### ② 世界を目指す選手の強化事業への協力

UCI規格に準拠した屋内板張り250mトラック「伊豆ペロドローム」を活



用して行うオリンピック等国際大会に向けた選手強化、自転車競技の普及のための事業に対し、(財)日本自転車競技連盟や(一財)日本サイクルスポーツセンターと協力し、競技能力の向上や競技者の裾野拡大を目指す。

## **(6) 施行者との連携強化**

施行者の要望・要求に迅速に対応することができるよう諸問題や新規施策等について定期的に情報・意見交換を行うことで施行者との連携の強化を推進する。

## **2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝**

### **(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開**

#### **① 各種メディアを活用したPR**

より多くの方に競輪の持つ様々な魅力を積極的にPRするため、有力な在京地上波テレビ局に加え、視聴環境の変化に対応するためにBS局等も活用し、競輪に対する認知を拡大し、興味を喚起する。

また、競輪の車券購入のための情報提供ツールであるスポーツ紙等について選択と集中によりコストダウンを図るとともに、お客様のニーズを考慮しつつ効果的な広報展開を図っていく。

#### **② 特別競輪の統一的PR**

特別競輪等のイメージの統一化による広報宣伝効果の最大化を図り、もって売上浮揚及び新たなお客様の獲得を図る。

#### **③ 新規施策の広報宣伝**

新規施策の広報宣伝を行い、既存のお客様層の車券購入意欲を喚起するとともに、新たなお客様層の興味喚起を促進する。

## **3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業**

### **(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録**

#### **① 審判員の登録**

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を行う。

#### **② 選手の登録**

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を行う。

**③ 自転車の登録**

自転車の登録、登録更新及び登録の削除を行う。

**(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定**

**① 検車員の認定**

検車員の認定及び認定の取消を行う。

**② 先頭誘導選手の認定**

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を行う。

**③ 自転車の部品の認定**

自転車の部品の認定及び認定の取消を行う。

**(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業**

競輪の実施方法のさらなる改善研究のため、業務部門別の改善研究会を実施するとともに、(公財)日本自転車競技会との連絡体制の強化により、開催現場の実情把握に努め、競技の公正・円滑な実施を図る。

**(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定**

**① 選手の出場あっせん**

競輪に出場する選手のあっせんを行う。

**② 選手の級班の決定**

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

**(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練**

**① 開催執務員の養成及び訓練**

**ア. 養成**

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を行う。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を行う。

**イ. 訓練**

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を

行う。

## ② 選手の養成及び訓練

### ア. 養成

品性、技能ともに優れた選手を養成するため、日本ナショナルチームのトレーニング理論を踏まえた教育カリキュラムにより、第 105 回生徒及び第 106 回生徒（女子第 3 回生徒）の養成を行う。

併せて一昨年度新設された屋内板張り 250mトラック「伊豆ペロドローム」も活用する。

### イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、競技規則の遵守とモラルの向上を主眼として、全選手を対象とした教育指導を行う。

教育指導にあたっては、落車事故の防止について引き続き重点的に取り組むとともに、近年発生している選手による重大な交通事故事例を踏まえた生活全般についての指導、スポーツ界全体として注目されているアンチ・ドーピングについての啓発を行う。

また、選手の技術向上を目的として、（一社）日本競輪選手会が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対して必要な助成を行う。

## （6）選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

## （7）事故防止と公正確保

関係団体と協力して、競走の一層の公正・円滑な実施を確保するため、選手の健康管理等の充実等を図るとともに、本財団及び関係団体が実施する訓練、講習会等を通じて、事故防止の徹底を図る。

また、不適正な行為があった選手に対しては登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じ、これに必要な調査、情報収集等を行う。

## （8）選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

なお、今後の選手共済制度は自立した継続可能な制度となるよう、関係団体と協議する。

#### **4. 交付金の受入れ**

自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 16 条第 1 項各号の規定による交付金の受入れを行う。

また、平成 24 年度の競輪事業の収支が赤字であった施行者に対して、自転車競技法第 17 条の規定に基づき交付金を還付する。

#### **5. その他競輪に関する事業**

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

### 第3部 オートレースに関する事業

#### 1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

##### (1) 魅力ある競走の提供

###### ① グレードレースの魅力向上

級別選手数の見直しに伴い、S級の選手数が96名から48名に変更となり、全国順位上位96名が出場する特別GⅠ共同通信社杯プレミアムカップの出場選手の級別がS級とA級に区分されるため、勝ち上がり基準等開催内容の刷新について検討する。

###### ② 興味ある企画レースの実施

GⅡ企画レース等において地区対抗戦、期別・世代別対抗戦、前日と同番組で実施するリベンジ戦等、お客様の購買意欲を高め興味ある企画レースを実施する。

##### (2) 情報提供の充実と利便性の向上

###### ① 車券購入の利便性向上

重勝式車券発売を含めた電話投票の売上向上のため、主要な会員属性を異にする複数の民間ポータルサイトを活用した車券発売を導入し、車券購入の利便性の向上及び選択肢の拡大を図る。

もって、オートレースの認知度向上に資する。また、従来の「オートレース・JP」会員に対してのキャンペーン等による購買意欲を高める施策を行う。

###### ② 場外車券売場の設置推進

発売拠点の脆弱さを克服し、売上増に資するため、場外車券売場の設置にあたっては、施行者と連携をとりつつ、収益性、利便性等を勘案して他の公営競技施設等との相互における車券販売、小規模な場外車券売場の設置に向けた取り組みを積極的に推進する。

#### 2. オートレースに関する広報宣伝

##### (1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

###### ① 新たなお客様の獲得

新たなお客様の獲得・定着を図るため、WEB、ソーシャルメディアを活用して、若年層をターゲットにしたPR、ネット投票加入キャンペーンを実施し

て、新規のお客様の獲得を図る。

## ② 情報提供の充実

スポーツ紙、オフィシャルサイト及びモバイルサイト等の各種媒体を活用し、グレードレースの展望記事などのお客様の興味を高める競技情報等の配信、各種キャンペーン告知等に努めるほか、既存のインフラのうち、特に若年層の利用頻度の高い動画サイトを活用したレース映像等の配信、ソーシャルネットワークサービスを活用したオートレース関連情報の拡散を図ることによって新規顧客層の獲得及びオートレースの認知度向上を図る。

また、車券購入のための情報提供ツールであるスポーツ紙等について選択と集中によりコストダウンを図る。

## ③ 選手を活用したイメージアップ

主力選手、女子選手、ベテラン選手等の各種話題をマスメディアに向けて積極的に配信し、パブリシティの促進を図る。

併せて、主力選手や話題の選手を取り上げた映像コンテンツを制作し、CS放送、WEB、ソーシャルメディア上で露出して、オートレースのイメージアップを図る。

## ④ ファン感謝祭の実施

お客様と選手等との交流機会の一つとして、ファン感謝祭を選手表彰式と併せて実施し、ファンサービスの充実を図る。

## (2) 各場の活性化に資するPR

各場活性化プロジェクトチームを中心として、各場の売上・入場者の増加・顧客満足度のアップに資する広報事業等を施行者・民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、市場調査等を行うことによりファミリー・シニア向け、新規顧客層・既存顧客向けなどのターゲットを明確にするほか、レース場地域の行政や企業等と密着した広報活動に努める。

## 3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

### (1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

#### ① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を行う。

**② 選手の登録**

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を行う。

**③ 競走車の登録**

競走車の登録、登録更新及び登録の削除を行う。

**(2) 競走車の部品の認定**

競走車の部品の認定及び認定の取消を行う。

**(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業**

オートレースの実施方法のさらなる改善研究のため、業務部門別の改善研究会を実施するとともに、小型自動車競走会との連絡体制の強化により、開催現場の実情把握に努め、競技の公正・円滑な実施を図る。

**(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定**

**① 選手の出場あっせん**

オートレースに出場する選手のあっせんを行う。

**② 選手の級別の決定**

選手の競走成績を級別審査期間毎に審査し、級別を決定する。

**(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等**

**① 審判員の養成及び訓練等**

**ア. 養成**

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を行う。

**イ. 訓練**

競走の公正安全確保及び判定基準等の改正事項等の周知徹底を図るため、審判長及び副審判長を対象とした中央訓練並びに全登録審判員を対象とした地方訓練を実施する。

また、業務規程における競走実施方法等を再認識、再確認し、審判体制における指示の一層の徹底を図る。

**ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会**

迅速かつ正確な審判業務の遂行及び判定技術の向上に資するため、SG開催に東西競走会の審判長等を相互に参加させるとともに、審判実務担当者を召集して審判判定研修会を定期的を開催する。

## **エ. 委嘱検査員に対する研修**

本財団が競走車の登録に関する事務を委嘱している者に対し、技能の向上を図るための研修会を実施する。

## **② 選手の養成及び訓練**

### **ア. 養成**

前年度に引き続き、第32期選手候補生の養成訓練を教育期間9ヵ月間（平成24年10月～平成25年6月）のうち3ヶ月間（競走場における実地訓練を含む）、教育要綱に基づき行う。

また、公営競技選手の心得を中心に教育要綱の見直しを行う。

### **イ. 訓練**

競走の公正安全の確保に資するため、選手会役員を対象とした指導者中央訓練及び競走場において一般の選手を対象に実施規則の遵守とモラルの向上及び強化を主眼とした地方訓練を実施する。

また、事故の未然防止を図るため、競走場ごとに事故防止特別訓練を実施する。

## **(6) 選手の表彰**

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

## **(7) 事故防止と公正確保**

関係団体と協力して、競走の一層の公正・円滑な実施を確保するため、本財団及び関係団体が実施する各種訓練を通じて事故防止の徹底を図る。また、昨年1月に発生した重大事故に関する事故再発防止委員会等の提言の実施を含め、引き続き安全対策に万全を期すこととする。

さらに、不適正な行為があった選手に対しては登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じ、これに必要な調査、情報収集等を行う。

## **(8) 選手共済制度に対する助成**

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

## **(9) 新しい競走車の開発研究等**



オートレース場周辺の環境対策等をより一層進めるために、電動バイクを含めた競走車の総合的な研究・開発についてオートレースエンジン研究会等において検討する。

#### **4. 交付金の受入れ**

小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 20 条第 1 項各号の規定による交付金の受入れを行う。

また、平成 24 年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった施行者に対して、小型自動車競走法第 21 条の規定に基づき交付金を還付する。

#### **5. その他オートレースに関する事業**

上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

## **第4部 本財団の組織に関する事業**

### **1. 組織機能の強化**

平成25年度は、公益財団法人への移行元年となることを機に、積極的に公益目的の事業を展開していくための組織機能の強化を図るとともに、公益法人としてふさわしい組織作りに向け、関係諸規程の整備を行う。

### **2. 事業の効率化**

契約の競争性、透明性をさらに向上させ、事業のより一層の効率化に取り組む。

### **3. ガバナンスの強化**

平成23年6月の産業構造審議会車両競技分科会「競輪事業のあり方検討小委員会」の提言を踏まえ、競輪事業のガバナンス強化に向けた業界再編について、具体的な検討・推進を行う。